



河合吾郎

かわいごろう 河合医療福祉法務事務所。2001年、社会福祉法人聖隸福祉事業団聖隸浜松病院に入職。医事課、経理課などを経験し、11年に開業。さまざまな角度から医療機関の運営支援を行い、地域医療の発展に貢献することを目指す。行政書士、社会福祉士、医療経営士3級

新連載

医療にまつわる
法律のキホン

[第1回]



© vita_design - Fotolia.com

テーマ▶▶医療法

医療機関の経営において
大切なことが書かれている

表1 医療法の内容

第一章 総則

医療法の目的や医療提供の理念、医師・看護師・薬剤師等の責務などが定められています。

第二章 医療に関する選択の支援等

医療に関する情報提供や診療科名、広告制限等を規定しています。

第三章 医療の安全の確保

国や病院・診療所の管理者の責務、医療安全センター等が定められています。

第四章 病院、診療所及び助産所

診療所開設届、院内掲示義務、管理者の監督義務等について定められています。

第五章 医療提供体制の確保

基本方針や医療計画に定める事項等について定められています。

第六章 医療法人

医療法人の設立や管理、解散や合併等について定められています。

第七章 雜則

第八章 罰則

過去6回の改正を
経てきた医療法

医療機関にお勤めの皆さんには、医療六法をご覧になる機会はあるでしょうか。診療報酬や保険制度はよく勉強されていますが、医療法に触れるることは実は少ないのでないかと思います。車の運転に道路交通法の知識が不可欠なと同様に、医療機関を運営するうえで医療法の知識の習得はとても大切です。第1回では、医療法と過去の改正内容について解説します。

医療法は、制定以来6回の改定を経てきました(表2)。「非営利性」と「透明性」をキーワードとした第5次医療法改正では、社会医療法人制度の制定や医療法人制度改革が行われ、「出資持分なし」の医療法人

通りです。医療法は、制定以来6回の改定を経てきました(表2)。「非営利性」と「透明性」をキーワードとした第5次医療法改正では、社会医療法人制度の制定や医療法人制度改革が行われ、「出資持分なし」の医療法人

しか設立できなくなりました。ただし、従来の持分あり医療法人は「総額規則の制定、国民医療法の制定を経て、1948年に医療法が成立しました。医療法第1条には目的や医療提供の理念が示されています。以下、第一章から第八章までは表1の通りです。

医療法は、制定以来6回の改定を経てきました(表2)。「非営利性」と「透明性」をキーワードとした第5次医療法改正では、社会医療法人制度の制定や医療法人制度改革が行われ、「出資持分なし」の医療法人

の移行がカギを握ります。医療法には、医療機関を経営していくうえで大切なことが書かれています。しっかりと押さえておきたいですね。

表2 医療法過去6回の改正内容

| | 主な改正内容 |
|-------------------|---------------------------------------|
| 1985年 第1次医療法改正 | 病床規制、一人医師医療法人の解禁 |
| 1992年 第2次医療法改正 | 療養型病床群・特定機能病院の導入 |
| 1998年 第3次医療法改正 | 地域医療支援病院の創設 |
| 2000年 第4次医療法改正 | 病床区分の見直し |
| 2006年 第5次医療法改正 | 4疾病5事業の地域医療計画の作成 社会医療法人制度・医療法人制度改革 |
| 2014年 第6次医療法改正 | 病床機能報告制度、持分なし医療法人への移行促進 |